（電気事業会計規則の一部改正）

第十一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）別表第一（２）の表中「新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項の規定による新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第五条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）」を「新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第五条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）」に改める。

様式第１（第７条関係）

再生可能エネルギー発電設備認定申請書
（10kW未満の太陽光発電設備を除く）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
申請者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）
氏　名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第１項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備情報　　第１表による
申請設備使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電の場合）
担当地方局（注１）

第１表
申請設備情報（注２）

再生可能エネルギー発電設備の概要			備　考
設備情報	発電設備の区分（注３）		
	発電出力（注４）		
	設備名称		
	設備の所在地		
	運転開始年月日（又は予定日）		
	太陽光パネルの種類及び変換効率（注５）		
	電気事業者への電気供給量の計測方法（注６）		
設置者情報（注７）	発電事業者名		
	代表者名		
	住所（〒　　）		
添付書類		書　類　名	
	①構造図		
	②配線図		
	③メンテナンス体制確認書類（注８）		
	④運転開始年月日等の証明書類（注９）		
	⑤発電設備の内容を証する書類（注10）		
	⑥補助金確定通知書（注11）		
	⑦その他１		
	⑧その他２		
	⑨その他３（注12）		

第２表
申請設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）（注２）

	燃料区分（注13）	燃料番号（注14）	燃 料 名（注15）	備　考（注16）
燃料情報				

（注１）　申請書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局